

全体財務書類にかかる注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上し、取得原価が不明なものは、原則として再調達価格とします。ただし、昭和59年度以前に取得したものは、取得原価不明とし、再調達価格としています。また、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価格1円としています。なお、物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、取得価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に、その取得価格を資産として計上しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

ア 市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

イ 市場価格がない有価証券等

出資金額により計上しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づき、定額法により算定しています。主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～65年
工作物	10年～60年
物品	3年～20年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金の徴収不能に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率等により徴収不能見込額を計上しています。

イ 賞与等引当金

職員に対する翌年度6月支給予定の期末勤勉手当並びに、それらに係る法定福利費相当額の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。

ウ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。なお、退職手当債務から退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合おける積立金額の運用益のうち八百津町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。当年度においては、組合おける積立金額の運用益のうち八百津町に按分される額はありませんでした。

(5) リース取引の処理方法

ア ファイナンス・リース取引

① 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金・普通預金・定期預金

なお、現金・普通預金・定期預金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

ただし、水道事業会計においては税抜方式により処理しています。

イ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法

2 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

ア 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計、

公共下水道事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

水道事業会計

ただし、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、については、公営企業法適用に向けて作業中であるため、平成30年度全体財務書類の対象から除外しています。

なお、平成30年度末における各会計の地方債残高は以下のとおりです。

- ・公共下水道事業特別会計 2,102,655,766 円
- ・農業集落排水事業特別会計 410,324,246 円

また、一般会計からの繰出金は以下のとおりです。

- ・公共下水道事業特別会計 225,500,000 円
- ・農業集落排水事業特別会計 63,600,000 円

(2) 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.5	—

(4) 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額
継続費（一般会計）	193,780 千円
繰越明許費（一般会計）	44,096 千円

(5) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産の範囲は、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産としています。今年度は、該当する資産はありません。

(6) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

減債基金の積立不足額ははありません。

(7) 基金借入金（繰替運用）の内容

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っています。

(8) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

5,302,580 千円

(9) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

将来負担額	7,606,334 千円
〔内訳〕 地方債残高	3,505,251 千円
債務負担行為支出予定額	0 千円
公営事業地方債負担見込額	2,603,851 千円
一部事務組合等地方債負担見込額	233,838 千円
退職手当負担見込額	1,263,394 千円
第三セクター等債務負担見込額	0 千円
連結実質赤字額	0 千円
一部事務組合等実質赤字負担額	0 千円
基金等将来負担軽減資産	7,799,827 千円
〔内訳〕 地方債償還額等充当基金残高	2,412,949 千円
地方債償還額等充当歳入見込額	84,298 千円
地方債償還額等充当交付税見込額	5,302,580 千円
(差引) 将来負担すべき実質的な負債	0 千円

(10) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

22,102,677 円

(11) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、消費可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

(12) 財務書類の表示単位

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しないことがあります。